

2014年、国民の休日に関する通達

2013年12月11日、国務院から2014年の国民の休日(これを含めた連休日程)が発表されました。これによって、中国の2014年のカレンダーが確定しました。

関係労働法規によると、休日の時間外労働については100%、法定休暇の時間外労働は200%の給料の上乗せが必要となります。今回発表された国民の休日に関する通達では、連休のうち法定休暇が明確にされていませんが、関係法令(中華人民共和国国務院令644号)を合わせて解釈すると、2014年の連休は、以下のように法定休暇と休日とに区別されるものと考えられます。(通達には振替日が明記されていないため、以下の振替日に関する記載は推定に基づきます。)

	連休	法定休暇	休日
元旦 1月1日	1日間 1月1日(水)	1月1日(水)	
◆連休なしの単独休暇とする。			
春節 1月31日～ 2月2日	7日間 1月31日(金) ～2月6日(木)	1月31日(金)・ 2月1日(土)・2日(日)	2月3日(月)・4日(火)・ 5日(水)・6日(木)
◆2月1日(土)・2月2日(日)は法定休暇と休日重複しているため、 2月3日(月)・2月4日(火)を振替休日とする。 ◆1月26日(日)・2月8日(土)の休日を2月5日(水)・2月6日(木)に振替、 1月26日(日)・2月8日(土)は出勤日とする。			
清明節 4月5日	3日間 4月5日(土)～7日(月)	4月5日(土)	4月6日(日)・7日(月)
◆4月5日(土)は法定休暇と休日重複しているため、4月7日(月)を振替休日とする。			
労働節 5月1日	3日間 5月1日(木) ～5月3日(土)	5月1日(木)	5月2日(金)・3日(土)
◆5月4日(日)の休日を5月2日(金)に振替、5月4日(日)は出勤日とする。			
端午節 6月2日	3日間 5月31日(土) ～6月2日(月)	6月2日(月)	5月31日(土)・ 6月1日(日)
◆振替なし			
中秋節 9月8日	3日間 9月6日(土)～8日(月)	9月8日(月)	9月6日(土)・7日(日)
◆振替なし			
国慶節 10月1日～3日	7日間 10月1日(水)～7日(火)	10月1日(水)～3日(金)	10月4日(土)・5日(日)・ 6日(月)・7日(火)
◆9月28日(日)・10月11日(土)の休日を10月6日(金)・10月7日(月)に振替、 9月28日(日)・10月11日(土)は出勤日とする。			